

# 全農薬通報

No.261

平成21年 6月20日

\*\*\*\*\* も く じ \*\*\*\*\*

## ◎組合からのお知らせ

- ・(財)報農会 第12回評議員会(5月14日)
- ・(社)緑の安全推進協会第1回運営委員会(5月25日)
- ・(財)残留農薬研究所第86回理事会及び第46回評議委員会(5月26日)
- ・(社)日本植物防疫協会第66回通常総会(5月27日)
- ・(社)農林水産航空協会第143回理事会(5月28日)
- ・緑の安全推進協会第1回理事会、第16回通常総会(5月29日)
- ・「農薬安全適正ガイドブック2010年度版」作成打ち合わせ会議(6月2日)
- ・「食の安全シンポジウム」水戸市開催打ち合わせ(6月10日)
- ・第1回ミツバチ不足問題に関する有識者会議(6月15日)
- ・植物防疫全国協議会・農水省共催「病害虫フォーラム」(6月17日)
- ・組合員の異動等について

## ◎主な行事予定

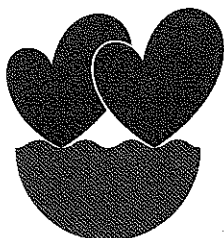
- ・全国農薬協同組合
- ・全国農薬業厚生年金基金

## ◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・「平成21年度農薬危害防止運動の実施について」(5月26日)
- ・北朝鮮への全面輸出禁止措置等の実施について(6月16日)
- ・1,3-ジクロロプロペン剤(D-D剤)の本年度の供給について(6月19日)

## ◎平成21 農薬年度農薬出荷実績表2月、3月、4月末現在(農薬工業会)

## ◎全農薬ひろば (くちなしの花)



## 全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル  
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980  
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

## 組合からのお知らせ

### 1. (財) 報農会 第12回評議員会

①日時：平成21年5月14日(木) 13:30~14:30

②場所：(社) 日本植物防疫協会(駒込) 3階会議室

③議事： 第1号議案 平成20年度事業報告に関する件、 第2号議案 平成20年度収支決算報告に関する件、 第3号議案 平成21年度事業計画に関する件、 第4号議案 平成21年度収支予算に関する件、 第5号議案 理事・監事の選任に関する件、第6号議案、その他、について議論した。

④出席者：堀江参事

### 2. (社) 緑の安全推進協会 平成21年度第1回運営委員会

①日時：平成21年5月25日(月) 14:00~15:30

②場所：(社) 緑の安全推進協会 会議室

③議題：

- ・平成21年度第1回理事会及び第16回総会付議事項について
- ・その他

④出席者：堀江参事

### 3. (財) 残留農業研究所 第86回理事会、第46回評議員会

①日時：平成21年5月26日(火) 15:00~17:00

②場所：法曹会館(高砂の間、富士の間)

③議事：

#### 「理事会」

- ・平成20年度事業報告及び収支決算に関する件、その他

#### 「評議員会」

- ・平成20年度事業報告及び収支決算に関する件、理事の一部改選に関する件、その他

④出席者：松木理事長、堀江参事

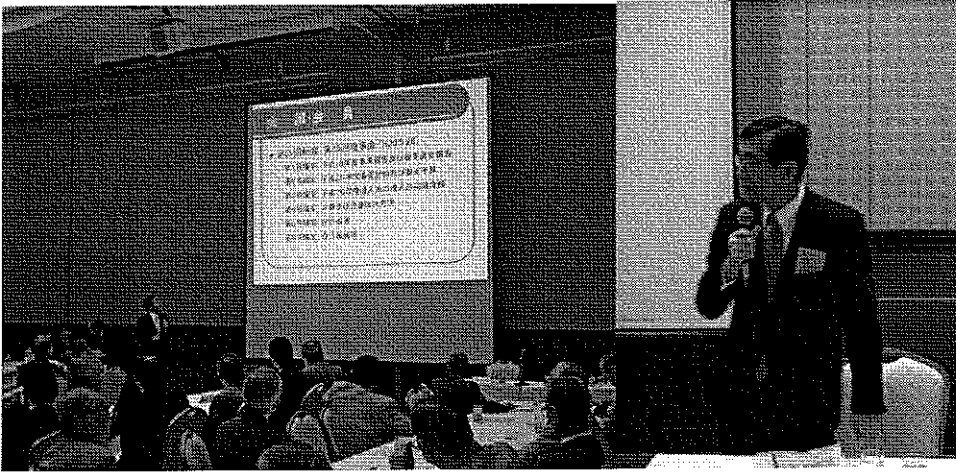
### 4. (社) 日本植物防疫協会 第66回通常総会

①日時：平成21年5月27日(水) 14:00~17:00

②場所：ホテルラングウッド「鳳凰」の間 (都内：日暮里)

③議事： 第1号議案 平成20年度事業報告及び収支決算報告に関する件、 第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算案に関する件、 第3号議案 平成21年度借入金の借入最高限度額に関する件、 第4号議案 会費及び会費徴収方法に関する件、 第5号議案 役員人事に関する件、 第6号議案 役員報酬に関する件、 第7号議案、 その他

④出席者：松木理事長、宮坂技術顧問、堀江参事



○説明する森田常務理事

○来賓で挨拶する福盛田植物防疫課長

#### 5. (社) 農林水産航空協会 第143回理事会

①日時：平成21年5月28日(木) 14:00~17:00

②場所：(財) 都道府県会館 会議室408号室

③議案： 第1号議案 平成20年度事業報告承認に関する件、 第2号議案 平成20年度収支決算承認に関する件、その他、報告事項

④出席者：松木理事長、堀江参事

#### 6. (社) 緑の安全推進協会 平成21年度第1回理事会、第16回通常総会

①日時：平成21年5月29日(金) 13:30~16:00

②場所：日本橋倶楽部会館 2階会議室

③議案： 第1号議案 平成20年度事業報告及び収支決算に関する件、 第2号議案 役員の選任に関する件、 第3号議案 その他に関する件、(1) 会員の入会及び退会について、(2) 各委員会委員の交代及び選任について、(3) その他

④出席者：宮坂技術顧問、堀江参事

#### 7. 2010年度版農薬安全適正使用ガイドブック作成打合せ

①日時：平成21年6月2日(火) 15:00~17:00

②場所：全農薬会議室

③内容：費用概算打合せ、作成スケジュール概要、役割分担の確認

④出席者：(株)上田ワードプロセス企画(眞田専務)、宮坂技術顧問、堀江参事、野口

#### 8. 「食の安全シンポジウム」(茨城県水戸市開催) 打合せ

①日時：平成21年6月10日(水) 14:00~16:30

②場所：水戸市合同庁舎

③内容：平成21年度安全協「農薬シンポジウム」内容の打合せ

④出席者：茨城県病害虫防除所所長 千葉恒夫氏、茨城県農林水産部農産課技佐 上田康郎氏

茨城大学農学部教授 佐合隆一氏、(社)茨城県植物防疫協会事務局長 小沼健司氏  
いばらきコープ生活協同組合全域理事 谷島朋子氏、野菜生産者 岩崎勤氏  
茨城県農薬卸連絡協議会会長 谷口武氏、全農薬 宮坂技術顧問、堀江参事

## 9. 植物防疫全国協議会病害虫フォーラム

①日時：平成21年6月17日(水) 13:30~17:00

②場所：農林水産省7F講堂

③講演議題・講演者：

座長：前独立法人農業・食品産業技術総合研究機構 研究管理監 宮井俊一氏

(1) 近年のフェロモン研究、昆虫機能研究の動き

独立行政法人農業生物資源研究所 研究主幹 川崎健次郎氏

(2) eDNAを活用した効率かつ高精度な土壌診断技術

独立行政法人農業環境技術研究所 農業環境インベントリセンター長 對馬誠也氏

(3) 農業に有用な生物の多様性を維持する技術の開発

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所 果樹害虫研究チーム長 井原史雄氏

(4) 光を用いた病害虫防除技術の確立

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所 野菜IPM研究チーム長 本多健一郎氏

④参加者：宮坂技術顧問、堀江参事

## 10. その他のトピックス

### ◎ 第一回ミツバチ不足問題に関する有識者会議

農林水産省は6月15日午後、「第1回のミツバチの不足問題に関する有識者会議」を農水省生産局会議室で開催した。この会議では、本年4月から実施している花粉交配用のミツバチの需給調整システムを検証するとともに、今後の調査研究において対応すべき事項について検討するもので、会議は、養蜂家、園芸農家、学識経験者等からなる委員からの意見を踏まえ、今年、秋以降の需要期における、花粉交配用のミツバチに不足が生じないような万全の対策を講ずることとした。

会議概要は以下のとおり。

#### 1. 概要

##### ○ ミツバチ不足問題の実態に関して

・養蜂家、養蜂団体からは、蜜源の減少、蜂病やダニ被害のほか、農薬被害等による飼養環境問題、交尾率低下が指摘され、国に対して原因究明の要望があった。

・花粉交配用ミツバチ供給業者からは、農薬やダニ被害のほか、養蜂場の立退きなど飼養環境悪化のほか、国産はちみつ値上がりによる蜂群の採蜜用へのシフトも原因の一つに挙げられ、ミツバチ増殖のモチベーションを高める努力の必要性について意見があった。

・県からは、農薬やダニによる被害報告のほか、農薬散布時期と蜂場マップの交換等、耕種農家と養蜂家の連携について報告があった。

##### ○ 花粉交配用ミツバチの需給調整システムの検証に関して

・県からは、需給調整システムが機能したとの報告のほか、需要期に入る前の事前の調整が重要との意

見があった。また、不足地域に関する情報の共有について提案があった。

・園芸農家からは、国が関わりを持ち、需給システムを行うことの必要性のほか、園芸産地も早めに供給計画を立てる必要があるとの意見があった。

・養蜂団体からは、行政や園芸産地に対し、いつ、どれだけの数量が必要か、早い時期に把握してほしいとの意見があった。

#### ○ 今後の調査研究において検討すべき事項等に関して

・学識経験者からは、調査研究を始める以前の実態把握の必要性について、意見があった。

・また、人工増殖技術の普及に関する提案のほか、欧米での現象に関する事例調査の必要性について提案があった。

#### ○ 秋に向けてとるべき対応に関して

・県等からは、園芸産地と養蜂家が協力関係を結び、まず県内自給に努め、その上で県間の需給調整を図ることが重要との意見があった。また、農薬安全使用対策協議会等による農薬事故防止への取組の必要性について意見があった。

・養蜂家等からは、行政が仲立ちし、地産地消で調整する需給をマッチングすることについて提案があったほか、園芸農家からも、各県内で需給体制を整える必要性について意見があった。

・養蜂家等からは、蜂の飼養方法（例：越冬用飼料の確保）を園芸農家が学べば蜂が長く働けるとの意見があった。

・学識経験者からは、疾病対策同様、みつばちの増殖等に関する行政の支援の必要性について意見があった。

・花粉交配用みつばち供給業者からは、短期的な対策として、輸入再開について意見があったが、養蜂家等からは慎重な対応を求める意見があった。

#### ○ その他意見・提案等

・ワーキンググループなどにより、幅広い情報交換を行う必要性について、提案があった。

・レンゲを食害するタコゾウムシ対策の強化が必要との意見があった。

・21補正予算事業が園芸産地に対する支援となっていることについて、養蜂業に対して直接の支援が必要との意見があった。

## 2. 今後の対応

有識者から頂いたご意見を踏まえ、農林水産省としては、① 関係者に対して、本年秋以降の需要期に向けて、花粉交配用ミツバチの確保について注意喚起等を行うとともに、確保状況とミツバチの増殖状況について確認していく。② ミツバチの確保状況と増殖状況を踏まえ、秋の需要期が始まる以前には、第2回有識者会議を開催し、状況に応じた必要な対応について検討する予定。

### (参考)

#### 会議配付資料一覧

- 1 第1回ミツバチの不足問題に関する有識者会議議事次第
- 2 ミツバチの不足問題に関する有識者会議委員名簿
- 3 第1回ミツバチの不足問題に関する有識者会議座席表

- 4 資料1 花粉交配用みつばち不足問題の経緯
- 5 資料2 花粉交配用ミツバチの需給調整システムについて
- 6 資料3 花粉交配用ミツバチ安定的確保緊急支援事業  
(平成21年度補正予算)パンフレット
- 7 資料4 みつばちの減少に関する緊急調査研究について

#### 第1回ミツバチの不足問題に関する有識者会議議事次第

##### 1. 日時

平成21年6月15日(月) 13:30~16:00

##### 2. 場所

生産局第2・3会議室(農林水産省本館2階ドアNo.本218)

##### 3. 議題

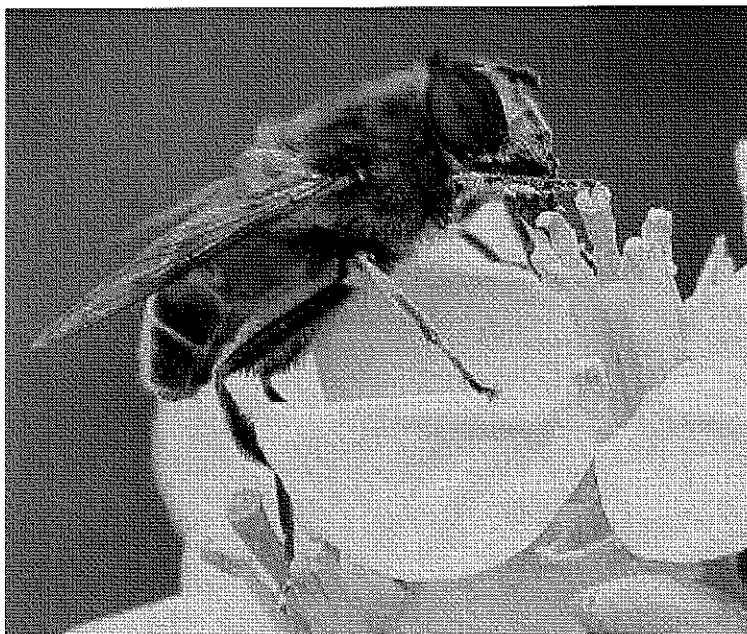
- (1) 花粉交配用ミツバチの需給調整システムの検証について
- (2) 今後の調査研究において検討すべき事項等について
- (3) その他

##### 4. 委員名簿

(別紙参照)

##### 5. 参考資料

- (1) 経緯
- (2) 需給調整システムについて
- (3) 21年度補正予算パンフレット
- (4) 緊急対応型調査研究について



○ 花粉交配に励むミツバチ

## ミツバチの不足問題に関する有識者会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

うめつ としひこ 梅 津 敏彦	山形県農林水産部生産技術課長
おおいし としお 大 石 登志雄	福岡県南筑後地域農業改良普及センター参事補佐
おかもと としひで 岡 本 俊英	三重県農水商工部農畜産室畜産振興グループ主査
かわはら ひでお 川 原 秀男	社団法人日本養蜂はちみつ協会副会長
きむら きよし 木 村 澄	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所家畜育種増殖研究チーム主任研究員
すずき いさお 鈴 木 勲	有限会社クキンビーガーデン養蜂組合代表取締役
たかやま ゆうじろう 高 山 勇治郎	富里市農業協同組合生活部購買資材課課長
たての よしあき 舘 野 義明	社団法人とちぎ農産物マーケティング協会イチゴ部会長
なかむら じゅん 中 村 純	玉川大学学術研究所教授 ミツバチ科学研究センター主任
まなべ のぼる 眞 鍋 昇	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
みやざき まさひこ 宮 崎 正彦	長野県農政部園芸畜産課企画幹
よこやま しげる 横 山 繁	アピ株式会社購買部部長兼養蜂部担当部長

## 花粉交配用みつばち不足問題の経緯

- 平成19年秋 豪州からのみつばち(女王蜂)がノゼマ病が動物検疫で検出→11月以降、輸入途絶。(注:政府による輸入停止ではなく、あくまでも業者が検疫条件を満たすものを供給できないことによる輸入途絶。)
- 平成20年6月 「園芸作物生産における花粉交配用ミツバチの利用について」(園芸課長通知)発出(供給確認等を行うよう指導)
- 平成20年夏 北海道における大量死の報道(日本農業新聞)
- 平成20年秋 業者からの供給不足の報道(日本農業新聞)
- 平成21年2月 「花粉交配用ミツバチの供給不足に対する代替技術の利用について」(生産流通振興課長通知)発出(長期利用に向けた飼養管理、クロマルハナバチ利用の検討を指導)

平成21年4月3日 大臣記者会見

(大臣発言要旨)

- 産地における不足状況を緊急調査するよう指示
- 養蜂業界への依頼、新たなダニ駆除用の動物用医薬品の利用普及、他国との家畜衛生条件の締結交渉の加速化

平成21年4月10日 大臣記者会見

(大臣発言要旨)

- 21都県で「現在不足している」との報告
- 不足の影響を回避するため、人工受粉等の代替措置等の取組をしているが、コスト増の懸念
- 不足していない県を含め、みつばちの価格が上昇
- 全都道府県を対象安定供給体制の整備のため、園芸農家のニーズと養蜂家の供給可能性をマッチングさせる需給調整システムを立ち上げ
- アルゼンチンとの家畜衛生条件協議を加速化
- 経済対策関連予算において、新たにみつばちの増殖に取り組む園芸産地に対する支援を措置
- 園芸産地の経営への影響を調査
- (株)日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金の活用、既存予算を活用した経営支援の検討



平成21年4月17日 「花粉交配用ミツバチの不足に伴う産地影響状況調査  
について」公表

(調査結果)

- 20都道府県から影響が認められるとの報告
- このうち、
  - ①16都道府県から生産コストが増加(2千円/10a~10千円/10a)
  - ②3都道府県から収量が減少
  - ③5都道府県からうまく受粉せず奇形になったいちごの発生と報告

平成21年4月21日 農林水産省ホームページで情報提供を開始

平成21年5月1日 みつばちの増殖支援対策の公表

(支援内容)

- ①女王蜂及び蜂群増殖に必要な資機材の導入に関する支援
- ②蜜源植物の作付への支援
- ③生産者と養蜂家の連携強化への支援
- ④みつばち利用期間延長技術導入への支援

平成21年5月13日 みつばちの減少に関する緊急調査研究について公募を  
開始

平成21年6月1日 みつばちの減少に関する緊急調査研究の課題を決定

(研究課題等)

- 研究課題 我が国養蜂群の健全性の現状調査と健康状態に影響する要因の解析
- 中核機関 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
畜産草地研究所
- 研究総括者 木村 澄
- 共同機関 国立大学法人名古屋大学

## 花粉交配用ミツバチの需給調整システムについて

## 1 目的

ミツバチは、はちみつ等の有用な畜産物の生産のみならず、いちご、メロン等果菜類などの園芸作物生産における花粉交配の手段として用いられる等、省力化を図る上で欠かせないものとなっている。

一昨年以降、女王蜂の輸入停止が続いていることに加え、国内におけるダニ被害等が原因で、働き蜂が予定どおりに確保できない事例が報告されている。このような状況に対応するため、また、今後の園芸作物生産現場におけるミツバチの安定確保を図るためには、各都道府県内において園芸担当部署と畜産担当部署が連携を密にし、ミツバチの需給調整を推進する必要がある。

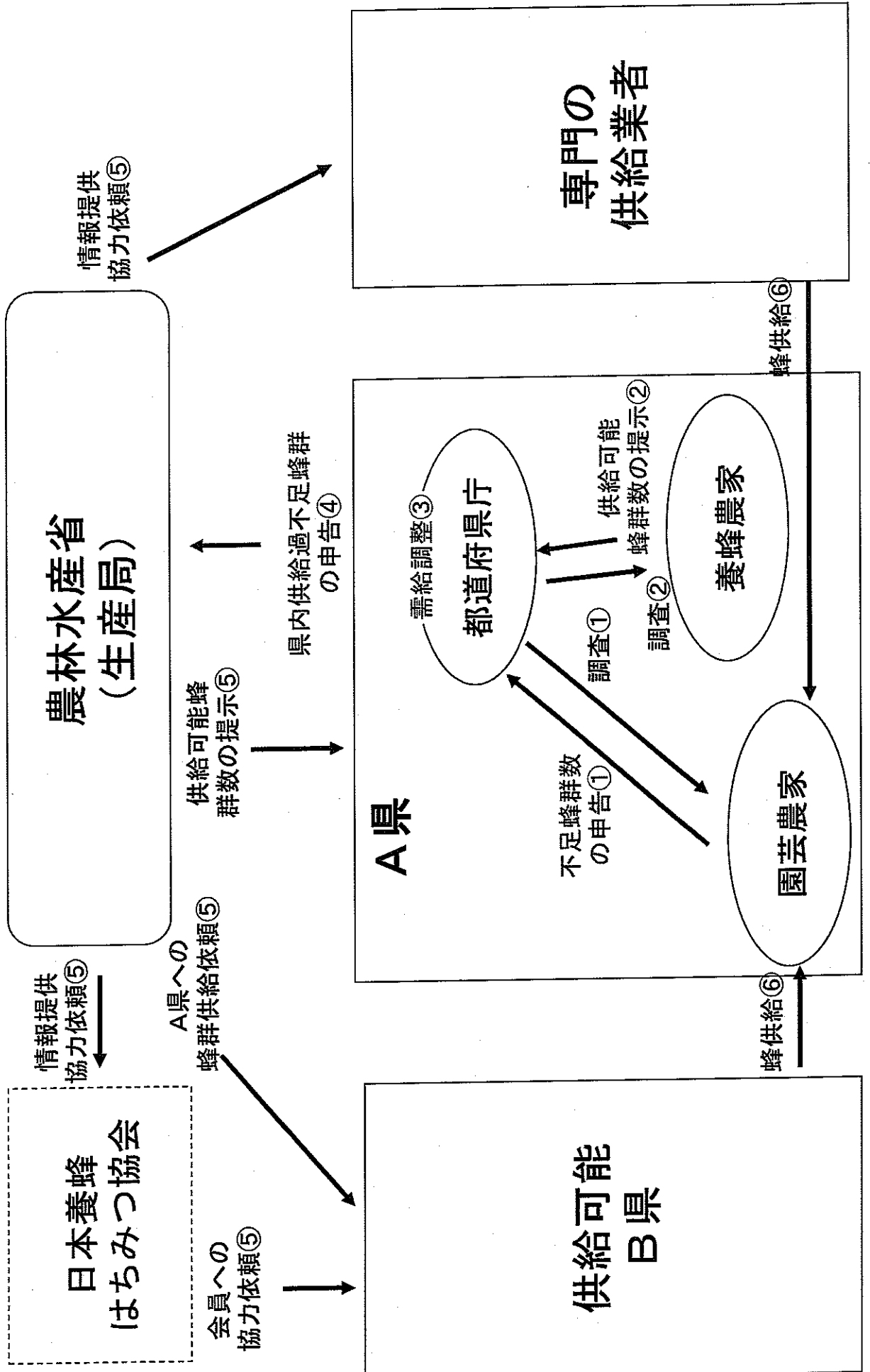
このため、農林水産省では、需給調整システムを立ち上げ、各都道府県における、ミツバチの供給可能蜂群数及び不足蜂群数を調査し、当該都道府県における需給を調整し、それでも、なお不足が生じる場合には、都道府県の範囲を超えた需給の調整が可能となるよう、関係者に対して、必要な情報提供を行うこととした。

## 2 需給調整の手順（別紙参照）

- ① 各都道府県の園芸担当部署は、農業関係団体等の協力を得つつ、都道府県内の園芸作物現場における花粉交配用ミツバチの不足状況を把握する。
- ② 各都道府県の畜産担当部署は、都道府県養蜂協会等の協力を得つつ、供給可能な花粉交配用ミツバチの蜂群数を把握する。
- ③ 各都道府県は、①及び②の調査結果を基に、まずは、県内での需給調整（調査結果の周知、県内養蜂農家等への協力依頼、県内園芸農家からの問い合わせに対応した供給可能情報の提供等）を実施する。
- ④ ③による県内で需給調整を実施し、その結果により過不足する群数について農林水産省に報告する。
- ⑤ 農林水産省は、都道府県で調整ができない不足分について、花粉交配用ミツバチ供給業者に情報提供するとともに、（社）日本養蜂はちみつ協会への情報提供・協力依頼と併せて、ミツバチの供給余力のある県の情報を不足する県に提供する。
- ⑥ 不足する県は、園芸農家に対し⑤の情報を伝達し、園芸農家によるミツバチの入手を支援する。

(別紙)

# 需給調整システム (イメージ)



花粉交配用みつばちの不足状況に関する緊急調査（とりまとめ）

平成21年4月10日  
生産局生産流通振興課

標記に関し、各都道府県庁及び全農県本部等からの報告内容を取りまとめましたので、お知らせします。

都道府県庁及び全農県本部等の双方から、不足していると報告のあった都県（不足がみられる作物）	都道府県庁から、不足していると報告のあった県（不足がみられる作物）	全農県本部等から、不足していると報告のあった県（不足がみられる作物）
東京都（イチゴ） 神奈川県（スイカ等） 静岡県（イチゴ等） 石川県（スイカ等）	栃木県（ナシ等） 群馬県（イチゴ） 千葉県（スイカ等） 山梨県（イチゴ等） 長野県（リンゴ等） 島根県（イチゴ） 福岡県（ナス） 熊本県（スイカ等） 宮崎県（スイカ等）	山形県（サクランボ） 福島県（イチゴ） 茨城県（メロン等） 三重県（イチゴ） 兵庫県（イチゴ） 岡山県（イチゴ等） 香川県（イチゴ） 鹿児島県（メロン）
4 都県	9 県	8 県
合計 21 都県		

※1 上記全ての県において、不足を回避するための代替策を講じている。

代替策導入の例（主な導入作物）

- (1) クロマルハナバチ（イチゴ）
- (2) 人工受粉（メロン、スイカ、リンゴ、ナシ、サクランボ）
- (3) ローテーション利用（イチゴ）

※2 上記のほか、みつばちが不足していない県も含め複数の県から、みつばちの価格が上昇しているとの報告もあった。

# 園芸農家の皆様へ！

次の対策も行っているのので、活用して下さい。

## ① ミツバチの需給調整システムの設置

ミツバチの需給調整が行えるよう、ミツバチを供給できる県と、ミツバチが不足している県の情報を農林水産省のホームページに示しています。

花粉交配用ミツバチ

検索

<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/gijutu/mitubati/index.html>

## ② 融資による支援

ミツバチ不足で経営が悪化した生産者の方々は、運転資金を農林漁業セーフティネット資金により低金利（無利子枠もあり）で借りられます。

対象者は、所得の過半が農業所得の方、粗収益200万円以上の方、認定農業者です。

資金の借入手続きや現在の金利など、詳しくは最寄りの信用農協連合会、又は、(株)日本政策金融公庫フリーコール：0120-926-478（平日9：00～17：00）、又は、各公庫支店までお問い合わせ下さい。

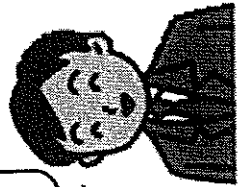
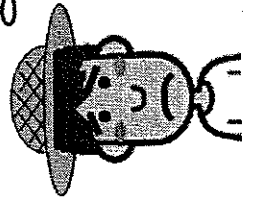
### お問い合わせは、お近くの農協、県庁、地方農政局へ

農林水産省	生産局	生産流通振興課	電話03-3502-5958
東北農政局	生産経営流通部	園芸特産課	電話022-221-6207
関東農政局	生産経営流通部	園芸特産課	電話048-740-0440
北陸農政局	生産経営流通部	園芸特産課	電話076-232-4314
東海農政局	生産経営流通部	園芸特産課	電話052-223-4624
近畿農政局	生産経営流通部	園芸特産課	電話075-414-9023
中国四国農政局	生産経営流通部	園芸特産課	電話086-224-9413
九州農政局	生産経営流通部	園芸特産課	電話096-353-7388
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部	農畜産振興課	電話098-866-1653
北海道農政事務所	農政推進課		電話011-642-5410

# ミツバチ不足の解決に向けて 支援します

ミツバチが不足して、今年の秋から心配だよ。  
養蜂業者も増殖が難しいと言っているし……

ミツバチの増殖を進めて、安心して農産物の生産ができるよう、皆様を応援します。



# ミツバチ不足対策で補助が受けられます！

こんな声が寄せられています

ミツバチ不足が今後も続くとして、10月からのイチゴの受粉がでるかどうか不安。

導入したミツバチが、すぐ死亡すると、また調達に苦労してしまう。

安心してミツバチを増殖するためには、前もって農業散布の時期やミツバチの必要量・時期を知りたい。

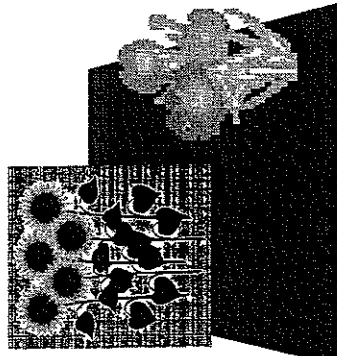
園芸農家のためにミツバチを増殖したいけど、エサとなる作物が少ない。

## このような補助が受けられます。

○蜜源植物の作付けへの支援

例：理子代、地代

50万円かかれば、50万円を支援します。

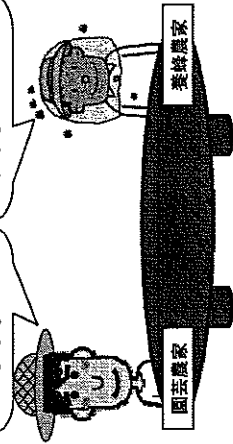


○耕種農家と養蜂農家の連携促進

例：農業散布時期の調整やミツバチ供給計画の調整のための会議の開催

10万円かかれば、10万円を支援します。

農業散布の時期を事前にお知らせします。

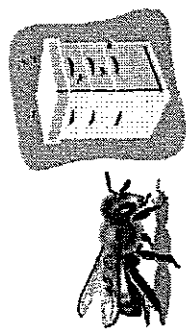


11月には100箱、お渡しできると思っています。

○女王蜂増殖機材への支援

例：増殖機材の購入

30万円かかれば、30万円を支援します。



○ミツバチ延命技術の導入への支援

例：自動給餌装置の購入

10万円かかれば、10万円を支援します。

エサがいつもあがるから、長生きできるよ。



## 野菜・花き産地高度化緊急支援対策のうち 花粉交配用ミツバチ安定的確保緊急支援事業

### 《事業の要件》

- 事業実施主体として、市町村、生産者団体（JA、農事組合法人、その他農業者団体など）、園芸農家と契約した養蜂農家が対象となります。
- 1都道府県当たり、上限2,000万円まで国が負担します。

### 《事業手続きの一般的な流れ》

- 1 まず、最寄りの市町村やJAに相談して下さい。
- 2 市町村やJAで、養蜂農家も交えて、ミツバチのリース・レンタル比率を5ポイント以上増加させる計画を作成して下さい。
- 3 地方農政局などに相談しつつ、事業計画を取りまとめ提出して下さい。

なお、21年度補正予算が成立することを前提として、前もって実施した取組（ひまわりの播種など）も支援対象となります。

# 農林水産技術会議

プレスリリース

平成21年5月13日  
農林水産省

## 「みつばちの減少に関する緊急調査研究」の研究課題の公募について

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の「第1回緊急対応型調査研究」の公募を、5月13日(水曜日)から5月26日(火曜日)16時まで(必着)の間に行います。

農林水産省では、農林水産業・食品産業の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進するため、提案公募型の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を実施しています。

本事業のうち、年度途中の緊急的な課題に迅速かつ的確に対処するため、当該年度内に必要な調査研究を行う「緊急対応型調査研究」について、研究対象を下記のとおり決定し、5月13日(水曜日)から5月26日(火曜日)16時まで(必着)の間、研究課題の募集を行いますので、お知らせいたします。

応募様式、応募に当たっての注意事項等をホームページ([http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund2009.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2009.htm))に掲載していますので必ずお読み下さい。

【今回研究課題の募集を行う研究対象(詳細は別紙のとおり)】

### 1.みつばちの減少に関する緊急調査研究

〔研究開始までの想定されるスケジュール〕

- 公募締め切り 5月26日(火曜日) 16時まで(必着)
- 採択課題の決定・公表 6月1日頃(予定)

(採択された場合)

- 研究計画の調整及び契約事務(20日間程度)
- 研究開始 6月中下旬頃(予定)

なお、課題の採択決定後は、研究計画書の作成、契約事務を行うこととなりますが、早期に研究に着手できるよう、ホームページに詳細研究計画書の様式を添付しておりますので、あらかじめ作成の準備をお願いいたします。

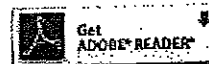
<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- (別紙)今回募集を行う研究対象(PDF:85KB)

### — お問い合わせ先 —

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室  
担当者:産学連携振興班・上崎、中川原、齋藤  
代表:03-3502-8111(内線5894)  
ダイヤルイン:03-3502-5530  
FAX:03-3593-2209

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



(別紙)

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の緊急対応型調査研究についての今回募集する研究対象

研究対象番号	研究対象	研究対象の背景と想定される試験研究の概要
1	みつばちの減少に関する緊急調査研究	<p>みつばちの大量死については、平成17年頃から散発的な発生としては見られていたが、昨年、大量死が頻発、オーストラリアからの女王蜂の輸入停止も重なり、生産現場では、本年に入りハウス栽培及び果樹栽培へのみつばちの供給不足が顕在化した。</p> <p>しかしながら、大量死などによるみつばちの減少の原因については、科学的には不明な部分も多く、現段階では有効な対策の検討が困難であり、今後の養蜂業、さらにはハウス栽培などみつばちによる受粉を必要とする園芸業そのものが衰退しかねない状況に直面している。</p> <p>このため、本課題では、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 受粉用・採蜜用みつばちにおける群の消長の実態の把握</li><li>② みつばちの健康状態に関する要因の解析</li></ol> <p>を実施することにより、みつばちの放飼・管理技術の改善等、養蜂業被害対策の早期確立に資する。</p>

上記研究対象に係る調査研究については、本年度内に終了し、所期の成果を出すことが求められます。

なお、研究費については、基本的に1千万円を上限としています。



# 農林水産技術会議

プレスリリース

平成21年6月1日  
農林水産省

## 「みつばちの減少に関する緊急調査研究」の研究課題の決定について

平成21年度「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の「第1回緊急対応型調査研究」(「みつばちの減少に関する緊急調査研究」)について、採択課題を別添のとおり決定しました。

### 概要

農林水産省では、農林水産業・食品産業の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進するため、提案公募型の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を実施しています。

### 経緯

今般、年度途中に緊急に生じた技術的課題に対応するため、当該年度内に必要な調査研究を行う「緊急対応型調査研究」について研究課題の募集を行い、外部専門家等による審査の結果、新たに別添の課題(「我が国養蜂群の健全性の現状調査と健康状態に影響する要因の解析」)を採択しましたのでお知らせいたします。

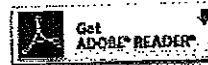
<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- 別添(PDF:58KB)

### — お問い合わせ先 —

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室  
担当者:産学連携振興班・上崎、中川原、齋藤  
代表:03-3502-8111(内線5894)  
ダイヤルイン:03-3502-5530  
FAX:03-3593-2209

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2008 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省 農林水産技術会議事務局 電話:03-3502-8111(代表)03-3501-9886(直通)

農林水産省

○緊急対応型調査研究(「みつばちの減少に関する緊急調査研究」)

課題番号	課題名	申請機関	研究総括者	所属機関	研究期間(年)	研究概要
21102	我が国養蜂群の健全性の現状調査と健康状態に影響する要因の解析	独立行政法人 農業・食品産業 技術総合研究 機構(畜産草地 研究所)	木村 澄	国立大学法人名古屋大学	1	ミツバチ群の消長を定時的に調査し、併せて働き蜂・花粉などのサンプリングを行う。農薬・疫学的解析と消長データを比較し、原因究明に繋がるクリティカルなポイントを抽出する。また、管理状態が異なる蜂群で、状態を表す指標(ストレス関連遺伝子の発現、女王の産卵性など)等を調査する。

## 組合員の異動等について

### 1. 営業所移転

#### ①組合員名：株式会社 ベルデ九州 熊本営業所

- ・郵便番号：861-4101
- ・新住所：熊本市近見8丁目6-101
- ・電話番号：096-312-8710
- ・FAX：096-312-8715

#### ②組合名：株式会社 山正 富山営業所

- ・郵便番号：939-0302
- ・新住所：富山県射水市大江207-1
- ・業務開始日：平成21年7月1日（水）
- ・電話番号及びFAX番号は変更ありません

### 2. 全農薬支部長変更

（平成21年5月20日付け）

#### ①都道府県名：熊本県

- ・氏名：坂元辰二（前任者：萩原兼隆）
- ・会社名：グリーンテック(株)熊本営業所
- ・郵便番号：861-0104
- ・住所：熊本県鹿本郡植木町今藤122
- ・電話番号：096-273-1616

#### ②都道府県名：広島県

・氏名：山本 紳（前任者：山本洋）山本コーポレーション(株) 変更無し  
会社名、郵便番号、住所、電話番号は変更なし

## 主 な 行 事 予 定

### 〔全国農薬協同組合〕

平成21年7月14日(火)	第35回安全協常任幹事会
9月17日(木)	第245回理事会
9月28日(月)~10月2日(金)	第71回植物防疫研修会(牛久)
10月27日(火)	監査会
11月24日(火)	第246回理事会
11月25日(水)	第44回総会・第32回全国集会・記念P (平河町：海運クラブ)
12月10日(木)	第247回理事会

### 〔全国農薬業厚生年金基金〕

7月15日(水)	第39回代議員会及び第50回理事会
8月5日(水)	資産運用委員会及び財政検討委員会
9月16日(水)	第40回代議員会及び第51回理事会

### ※ 第71回 植物防疫研修会開催日程決まる

開催年月日：平成21年9月28日(月)~10月2日(金)

開催場所：(社)日本植物防疫協会牛久研究所

募集人員：60名

なお、詳細については、後日連絡いたします。

◎全農薬ホームページに掲載予定：<http://www.znouyaku.or.jp/>

### ◎平成21年度植物防疫全国協議会新役員決まる

都道府県の行政、試験研究機関の植物防疫担当者並びに病害虫防除所職員で構成する「植物防疫全国協議会」は、6月17日、東京で通常総会を開催し、平成21年度 植物防疫全国協議会の役員を決めた。

今回は、会長であった、中村さんの退職に伴うもので、後任の会長には神奈川県農業技術センターの小林正伸氏が就任した。

なお、新体制のメンバーは以下のとおり。

- ◎会長 小林正伸(関東・東山地区)神奈川県農業技術センター
- 副会長 前田裕二郎(北陸地区)石川県農業安全課
- 副会長 森下正彦(東海・近畿地区)和歌山県農作物病害虫防除所
- 副会長 松尾和敏(九州地区)長崎県農林技術開発センター

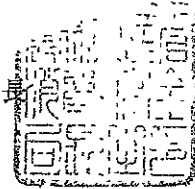
農林水産省等行政からのお知らせ



21消安第1135号  
平成21年5月26日

全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成21年度農業危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農業危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、本運動の主旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。



- 全国農業安全指導者協議会  
ポスター
- 農林水産省21年度農業危害  
防止ポスター

薬食発第0526001号  
21消安第1135号  
平成21年5月26日

都道府県知事  
各 保健所設置市長 あて  
特別区長

厚生労働省医薬食品局長

農林水産省消費・安全局長

### 平成21年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用についての指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬使用基準に違反した事例が散見されているところである。また、昨年度、農薬取締法第9条第2項及び第11条において、販売及び使用が禁止されている農薬を使用した事例が確認されたところである。

一方、これまでも養ほう関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等の連携を緊密に行うとともに、農薬使用に際して事前に関係者への連絡を行う等の指導をお願いしているところであるが、昨今のみつばちの減少問題では、その背景として農薬も一因ではないかと考えられていることから、さらなる連携強化が必要とされているところである。

このような状況にかんがみ、本年においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

## 農薬危害防止運動実施要綱

### 第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たって、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の使用に伴う人や家畜等に対する被害の発生及び農薬の本来の目的とは異なる使用や悪用が、依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等へ健康影響に対する配慮が強く求められており、あらゆる面で農薬の安全かつ適正な使用の必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病害虫の抑制に効果を示す資材が販売及び使用された事例があったが、当該資材は無登録農薬に該当するものであった。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

### 第2 名称

農薬危害防止運動

### 第3 実施期間

原則として、平成21年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

### 第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

国にあっては、地方農政事務所等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となった協力体制の整備を図るとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

## 第5 実施事項

### 1 農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発

#### (1) 普及啓発の強化

##### ア 広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発を行う。

##### イ 農薬使用者・販売者等に対する農薬の取扱い等に関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

#### (2) 医療機関等との連携

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

#### (3) 適切な保管管理の徹底

農薬による危害防止や悪用を防止するため、農薬は鍵のかかる場所に保管する等、保管管理を徹底するよう指導する。

#### (4) 農薬の適正処理

使用しなくなった農薬については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し、適正に処理するよう指導する。

### 2 農薬の適正使用等についての指導等

#### (1) 農薬使用基準の遵守

農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準を



いう。)の遵守を徹底するよう指導する。

加えて、農業者による農薬使用に当たっても、農林水産省より提示されている基礎GAP等と組み合わせ、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

#### (2) 農薬の不適正使用防止対策

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者及び農薬使用を委託する者(以下「農薬使用者等」という。)に対し、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、地方自治体及び農業協同組合等、関係機関の職員を活用しつつ、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努める。

#### (3) 無登録農薬の疑いがある資材

ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、葉面散布等農薬と同様の使用方法を推奨している資材の中には、農薬の効果を謳った、又は病害虫の抑制効果を示す資材が販売及び使用されている事例が見られる。これらの資材は、無登録農薬の疑いがあり、安全性や効果が保証されたものではないことから、使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

#### (4) 農薬取締法上販売及び使用が禁止されている農薬

農薬取締法第9条第2項及び第11条で販売及び使用が禁止されている農薬(有機水銀剤、パラチオン剤等)が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守し適切に処理するよう指導する。

#### (5) 農薬使用に当たっての留意事項

農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。なお、アの指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認するとともに、農薬の適正使用を徹底する。特に、①育苗箱等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する、②水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる、③農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。(「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)参照)

イ 同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものがあり、この場合には使用できる農薬や使用方法が異なる場合がある。また、作物の名称や形状が似ているが異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意する。(「誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について」(平成19年1月15日付け19消安第10047号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局農産振興課長、園芸課長、特産振興課長、大臣官房参事官(普及担当)通知)参照)

ウ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも飛散す

ることを考慮して、それぞれの収穫時期を確認したうえ、農薬の選択や使用方法に十分注意する。

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意する。

オ やむを得ず現地混用を行う場合は、現地混用に関する情報提供に努めるとともに、当該注意事項を遵守する。

#### （6）住宅地等における農薬使用

##### ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、農薬の飛散が、周辺住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないように、農薬を散布する場合は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前通知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう指導する。

##### イ 公園等一般場面

学校、病院等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園、市民農園における農薬使用者等に対し、農薬使用の回数及び量の削減のため植栽管理等を行うとともに、農薬を使用する場合には、農薬の選択、使用方法の検討、事前通知の実施等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

（「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）参照）

#### （7）土壌くん蒸剤の使用

土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実にを行う等の安全確保を徹底するよう指導する。（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

#### （8）航空防除における農薬使用

ア 農林水産航空事業の実施主体に対し、当該事業の実施に当たり、関係法令を遵守し、毒性の強い農薬等は極力使用しないこととし、散布日や使用する農薬の種類等について周辺住民等への事前通知を実施し危害防止に万全を期すことを徹底するよう指導する。（「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

イ 無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、散布日や使用する農薬の種類等について周辺住民等への事前通知を実施し、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、操作要員及び作業者の安全に十分留意するよう指導する。（「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3

農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知) 参照)

ウ 公園、森林等における農林水産航空事業の実施主体及び無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、関係法令及び実施基準等を遵守し、事前通知の実施等により、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

#### (9) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

### 3 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし情報の共有化を図り、効率の良い立入検査を実施する。(「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」(平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知) 参照)

(2) 農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、都道府県知事等への登録が義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用して販売しないよう指導を徹底する。

(3) メソミル(従来劇物だったもの。ただし、メソミル45%以下を含有する製剤を除く。)が毒物に、メタアルデヒド(従来毒劇物ではなかったもの。ただし、メタアルデヒド10%以下を含有する製剤を除く。)が劇物に指定されたため、これらを含有する農薬の販売に当たっては十分注意するよう指導する。

### 4 環境への危害防止対策

(1) 昨今、減少が問題とされているみつばちについては、その原因は特定されていないものの、農薬も原因の一つであると考えられていることを考慮し、養ほう関係者や農薬使用者、農業団体等が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報提供を行う等、これまで以上に取組みを強化するよう指導する。(「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」(平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知) 参照)

(2) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

(3) 土壤くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度検出された事例があったが、未だ原因は究明されておらず、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていない。ただし、環境及び衛生関係当局から同様な情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努める等、関係機関が連携して対処する。なお、臭化メチルを不可欠用途として使用する際は、その使用量及び排出量を削減するよう指導するとともに、臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

## 別記1

### 農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

#### 1 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、高齢者、子供等が誤飲する状況
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は睡眠不足
- (3) 病中病後や睡眠不足等、体調の万全でない状態で散布作業に従事した
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事した
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事した
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者が農薬に暴露した
- (7) 散布途中の喫煙又は散布後農薬が付着した手で食事をした
- (8) 防除器具等の点検不備により、農薬散布者が薬液を浴びる状況
- (9) 周辺に通行人がいることを十分確認せず散布した
- (10) 土壤くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかった
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等、農薬を不適正な方法で使用した

#### 2 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えない。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- (4) 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、安全かつ適正に使用する。また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- (8) 風下からの散布、水稲の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持

ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。

(9) 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てるなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意する。

(10) ミツバチに被害を及ぼさないよう、農薬を散布するときは養ほう家と緊密な連携を行い、事前に農薬使用の情報提供を行う等対策を講ずる。

(11) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。

(12) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにする。

(13) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守する。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意するとともに、被覆を完全に行う。

(14) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

(15) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、あるいは気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

(16) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

(17) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行う。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理する。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行う。

(18) 毒劇物たる農薬については、毒劇及び劇物取締法上の登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与してはならない。

(19) 農薬の空容器、空袋の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行う。

## 別記2

### 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

#### 1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足
- (4) 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用

#### 2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

### 別記3

#### 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

##### 1 毒劇物たる農薬の悪用の要因

(1) 当該農薬の譲受者は農家等であり、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。

(2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、購入者以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

##### 2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

(1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人等に伝える。

(2) 毒劇物たる農薬の販売に当たって、当該毒劇物の廃棄は法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人等に伝える。

(3) 毒劇物たる農薬は毒劇物の指定がない農薬と分け、適正な保管管理（施錠管理）を行うよう譲受人等に伝える。

(4) 毒劇法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。

(5) 譲受人等の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

## ◎ 北朝鮮への全面輸出禁止措置等の実施について

( 経 緯 )

6月16日の閣議決定に基づき、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出禁止等の措置を講ずるため、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等が改正され、6月18日から施行されます。

農林水産省においては別添のとおり、この全面輸出禁止措置の適切な実施に資するよう、国内の関係業界に対する周知徹底を図るため、通知を発出することといたしました。

( 別 添 )

1 国際第289号  
平成21年6月16日

総合食料局長  
消費・安全局長  
生産局長           あて  
経営局長殿  
林野庁長官  
水産庁長官

大臣官房総括審議官（国際）

### 北朝鮮への全面輸出禁止措置等の実施について

本日（6月16日（火））の閣議決定に基づき、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出禁止等の措置を講ずるため、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく輸出貿易管理令等が改正され、6月18日（木）から施行されます。

つきましては、下記の事項に十分御留意いただきますよう、貴局庁関係団体及び団体傘下企業等に周知のほど、お願いいたします。

なお、農林水産省としては、この全面輸出禁止措置の適切な実施に資するよう、大臣官房国際部国際経済課貿易関税チーム貿易企画班（電話：03-3502-8255）において、関係業者等からの問い合わせに應ずることとしておりますので、併せてご周知ください。

#### 1 外為法に基づく措置について

外為法に基づき、以下の措置が講ぜられます。

(1) 北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課することにより、輸出を禁止する。

(2) 北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）について、経済産業大臣の許可義務を課すことにより、仲介貿易取引を禁止する。

#### 2 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について

今回の措置に違反した場合には、外為法に基づき、罰則（3年以下の懲役若しくは罰金又は併科）に処せられることがあるほか、行政制裁（1年以内の輸出禁止）が科せられることがありますので、適正



な輸出管理に万全を期すよう周知をお願い申し上げます。

なお、日本から北朝鮮以外の第三国へ輸出する場合であっても、当該貨物が第三国を経由して北朝鮮へ輸出される可能性が高い場合取引を見直すなど、可能な範囲で、今般の措置の趣旨に沿った対応をとっていただくよう併せて周知をお願い申し上げます。

経済産業省ホームページのサイト※にも措置について掲載される予定ですので、そちらも参照ください。

※URL：

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/seisai.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/seisai.htm)

## ◎ 1,3-ジクロロプロペン剤 (D-D 剤) の本年度の供給について

事 務 連 絡

平成21年6月19日

地方農政局消費・安全部安全管理課長 あて

消費・安全局植物防疫課  
課長補佐 (防除班担当)

### 1,3-ジクロロプロペン剤 (D-D 剤) の本年度の供給について

1,3-ジクロロプロペン剤 (D-D 剤) は、殺線虫剤であり、有望な臭化メチル代替剤として広く使用されています。特に、野菜産地では産地存続のため、連作をせざるを得ないことから、作付け前の必須処理剤となっています。

このように、園芸産地等で用いられている D-D 剤ですが、製造量の減少から、平成21年の供給量が不足するとの情報が関係者から寄せられました。具体的には、平成21年6月現在で予想される本年夏期の D-D 剤生産量は昨年比の80%程度で、国内各地での供給に支障をきたすことが懸念されます。

このことから、本年夏作以降の土壌処理を円滑に実施するため、貴課管下各都府県における各産地での代替薬剤の導入 (既存代替薬剤の適用確認及び効果的使用方法) の可否及び代替技術 (熱水・蒸気等利用による物理的処理、太陽熱処理及びこれらを組み合わせて処理効果を高める方法等) のうち各都道府県試験場などで実績のある事例) 導入に関する下記事項について、別紙様式に従い取りまとめ、7月3日までに植物防疫課あてに回答をお願いします。

なお、本年、D-D 剤の供給が無くなるわけではないので、各産地で買い急ぎや買い占め等が起きないよう、小売店等に対しての指導を行いつつ、輪作、太陽熱消毒など代替防除技術の導入、代替薬剤への転換を進める指導を併せてお願いします。

## 記

1. 各都道府県下で本年夏作以降から本年度末で D-D 剤使用予定の作物名とその使用見込み量
2. 1 の作物で代替剤への転換が可能であれば、代替剤名とその使用見込み量
3. 1 の作物で他の耕種的防除（熱処理や輪作、田畑転換など）の処理で対応が可能であれば、予想される処理面積

（回答は別紙様式に準じてください）

### <参考：背景>

D-D 剤はエポキシ樹脂の原料となるアリルクロライド製造時に同時に産生される副産物です。

塗料など原料であるエポキシ樹脂の生産量は、昨年10月の金融危機以降、世界的な製造、建築業の生産量低下に伴って激減\*したため、D-D 剤の主生産物であるアリルクロライドも大幅な製造減となっています。

また、海外からの輸入についても、米国で不可欠用途用臭化メチル剤が制限され、D-D 剤への転換が進むと予想され、我が国の輸入を確保することも困難となる事が危惧されています。

\* 平成21年3月の日本での製造量を昨年同月と比較すると、68%の減（販売量は51%減）となっています（経済産業省統計より）。

別紙：省略



## 平成21年度 農業工業業出荷実績表

使用分野	種別	用途	数量			金額			比率			金額						
			当月		累計	当月		累計	%		%		%					
			20年度	21年度	20年度	20年度	21年度	21年度	当月差	累計差	%	累計差	%	累計差	%			
水稻	殺虫剤	ノダコ	483	323	1,044	145	106	324	340	-160	66.9	-4	99.6	-39	73.1	16	104.9	
		カネ・ヨホ	149	103	501	130	109	440	436	-46	69.1	-52	89.6	-21	83.8	-4	99.1	
		ノダコ・ヨホ	1,228	1,208	3,530	1,069	1,054	3,335	4,024	-20	98.4	260	107.4	15	98.6	689	120.7	
		ノダコ・ヨホ	175	188	666	293	327	1,148	1,275	13	107.4	86	112.9	34	111.6	127	111.1	
		その他	520	609	1,836	2,404	227	330	802	1,434	89	117.1	568	130.9	103	145.4	632	178.8
	殺菌剤	イサ	2,555	2,431	7,577	8,435	1,864	1,925	6,049	7,510	-124	95.1	858	111.3	61	103.3	1,461	124.2
		メダカ	1,099	818	3,176	2,787	1,088	938	2,956	2,668	-281	74.4	-389	87.8	-150	86.2	-288	90.3
		メダカ	175	169	413	445	172	169	389	419	-6	96.6	32	107.7	-3	98.3	30	107.7
		イサ	206	142	425	291	233	157	463	403	-64	68.9	-134	68.5	-76	67.4	-60	87.0
		その他	649	622	2,100	1,945	1,055	1,097	3,717	3,737	-27	95.8	-155	92.6	42	104.0	20	100.5
殺菌剤	小計	2,129	1,751	6,114	5,467	2,547	2,362	7,524	7,227	-378	82.2	-647	89.4	-185	92.7	-297	96.1	
		2,396	1,861	8,013	7,731	4,719	3,970	14,409	14,953	-535	77.7	-749	84.1	-749	84.1	544	103.8	
		157	114	393	302	122	125	261	317	-43	72.6	-91	76.8	3	102.5	56	121.5	
		1,432	1,103	3,819	3,224	2,191	1,825	5,631	5,910	-329	77.0	-595	84.4	-366	83.3	279	105.0	
		53	78	140	238	160	213	440	622	25	147.2	98	170.0	53	133.1	182	141.4	
	除草剤	初期	828	831	3,371	3,506	7,191	6,133	20,741	21,803	-883	78.1	-870	93.0	-1,058	85.3	1,062	105.1
		中期	1,260	1,257	3,940	3,850	1,171	1,171	3,437	3,901	-3	99.8	-90	97.7	100	108.5	464	113.5
		後期	322	254	664	653	480	456	1,067	1,244	-68	78.9	-11	98.3	-24	95.0	177	116.6
		一発	3,939	3,638	12,862	12,553	8,297	8,320	30,125	31,751	-301	92.4	-209	98.3	23	100.3	1,626	105.4
		その他	851	934	1,982	2,270	1,697	2,556	3,662	5,179	83	109.8	288	114.5	859	150.6	1,517	141.4
果樹	水稲	7,199	6,913	22,819	22,931	12,680	13,770	42,493	46,873	-286	96.0	112	100.5	1,030	108.6	4,380	110.3	
		15,922	14,252	48,875	48,328	24,282	24,190	76,808	83,413	-1,670	89.5	-547	98.9	-92	99.6	6,605	108.6	
		155	146	493	417	1,179	1,216	4,328	3,836	-9	94.2	-76	84.6	37	103.1	-492	88.6	
		960	417	5,452	5,252	276	144	1,447	1,796	-543	43.4	-200	96.3	-132	52.2	349	124.1	
		684	662	2,068	2,068	3,667	3,681	10,886	11,034	-22	96.8	-1	100.0	14	100.4	148	101.4	
	殺菌剤	小計	1,799	1,225	8,013	7,737	5,123	5,041	16,661	16,666	-574	68.1	-276	96.6	-82	98.4	5	100.0
		石灰硫黄合剤	188	99	1,206	1,091	21	12	131	128	-39	52.7	-115	90.5	-9	87.1	-3	97.7
		その他	1,310	1,374	4,222	4,162	4,184	4,763	13,480	14,610	64	104.9	-60	98.6	599	114.3	1,130	108.4
		小計	1,499	1,473	5,428	5,252	4,205	4,794	13,611	14,738	-26	98.3	-176	96.8	589	114.0	1,127	108.3
		全般	8	7	35	31	8	8	36	35	35	-1	87.5	-4	88.6	0	100.0	-1
野菜畑作	殺菌剤	全般	982	1,030	2,592	2,714	2,157	2,890	5,774	7,101	48	104.9	122	104.7	733	134.0	1,327	123.0
		小計	4,287	3,736	16,067	15,733	11,493	12,733	36,082	38,540	-551	87.1	-334	97.9	1,240	110.8	2,458	106.8
		線虫	107	131	325	297	717	922	2,147	2,030	24	122.4	-28	91.4	205	128.6	-117	94.6
		その他	3,298	2,299	10,612	9,565	1,646	1,188	4,957	4,824	-999	69.7	-1,047	90.1	-463	71.9	-133	97.3
		小計	4,515	4,212	15,795	17,242	7,311	7,511	23,766	26,637	-303	93.3	1,447	109.2	200	102.7	2,871	112.1
	殺菌剤	土壌	7,920	6,642	26,732	27,104	9,675	9,616	30,870	33,492	-1,278	83.9	372	101.4	-59	99.4	2,622	108.5
		その他	2,254	2,329	8,386	7,773	1,654	1,873	7,106	7,305	75	103.3	-613	92.7	219	113.2	199	102.8
		小計	3,042	2,043	7,853	7,127	4,650	4,955	16,499	17,652	-999	67.2	-726	90.8	305	106.6	1,153	107.0
		全般	5,297	4,372	16,239	14,900	6,304	6,828	23,605	24,957	-925	82.5	-1,339	91.8	524	108.3	1,352	105.7
		小計	134	122	435	503	96	110	384	464	-12	91.0	68	115.6	14	114.6	80	120.8
その他	殺菌剤	全般	1,444	1,212	6,675	6,838	2,303	2,217	12,386	14,722	-232	83.9	163	102.4	-86	96.3	2,336	118.9
		小計	14,795	12,347	50,081	49,345	18,378	18,770	67,244	73,635	-2,448	83.5	-736	98.5	392	102.1	6,391	109.5
		全般	429	409	1,564	1,691	747	765	2,949	2,951	-20	95.3	127	108.1	18	102.4	2	100.1
		全般	131	154	445	435	602	813	2,315	2,219	23	117.6	-10	97.8	211	135.0	-96	95.9
		全般	254	198	790	756	113	92	339	319	-56	78.0	-34	95.7	-21	81.4	-20	94.1
	分類なし	殺菌剤	2,029	1,821	5,747	6,129	3,806	4,187	11,955	13,751	-208	89.7	382	106.6	381	110.0	1,796	115.0
		除草剤	2,842	2,582	8,547	9,012	5,267	5,857	17,557	19,240	-260	90.9	465	105.4	590	111.2	1,683	109.6
		小計	390	473	1,083	1,128	1,591	1,487	3,875	3,727	83	121.3	45	104.2	-104	93.5	-148	96.2
		全般	0	0	25	25	0	0	25	24	0	0	0	100.0	0	100.0	-1	96.0
		全般	745	758	2,283	2,286	493	572	1,617	1,880	13	101.7	3	100.1	79	116.0	263	116.3
分類なし	補助剤	45	5	82	26	387	250	446	296	-40	11.1	-56	31.7	-137	64.6	-150	66.4	
	その他	1,180	1,236	3,474	3,465	2,471	2,310	5,962	5,927	56	104.7	-9	99.7	-161	93.5	-35	99.4	
	小計	39,026	34,153	127,044	125,883	61,890	63,860	203,653	220,755	-4,873	87.5	-1,161	99.1	1,970	103.2	17,102	108.4	

使用分野	種別	用途	数量			金額			累計			比較							
			当月		当月		当月		累計		累計		当月		累計				
			20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	%	%	%	%	%	%			
水稻	殺虫剤	メチポ	95	79	1,139	1,118	369	355	29	32	83.2	-16	-21	98.2	-3	90.6	14	103.9	
		メチポ・ヨホイ	64	62	565	511	497	528	61	88	96.9	-2	-54	90.4	-27	69.3	-31	94.1	
		メチポ/ヨホイ	908	618	4,437	4,408	4,591	4,207	567	872	68.1	-290	-29	99.3	-305	65.0	384	109.1	
		倍速ノリス	175	148	841	900	1,464	1,356	188	207	188	188	59	107.0	-19	90.8	108	108.0	
		その他	225	348	2,061	2,752	907	1,686	252	105	123	154.7	691	133.5	147	240.0	779	185.9	
		小計	1,467	1,255	9,044	9,689	1,304	1,097	7,354	8,607	645	107.1	-207	84.1	1,253	-207	84.1	1,253	117.0
殺菌剤	殺菌剤	イテ	324	149	3,501	2,936	272	164	3,228	2,832	175	46.0	-565	83.9	-108	60.3	-396	87.7	
		モン	96	44	509	491	463	457	68	68	47.9	-18	-18	96.5	-24	64.7	6	101.3	
		イテモン	36	20	461	311	461	520	58	57	55.6	-16	-150	67.5	1	101.8	-59	88.7	
		その他	233	175	2,332	2,121	390	380	4,107	4,117	-58	75.1	-211	91.0	-10	97.4	10	100.2	
		小計	689	392	6,803	5,859	787	646	8,311	7,872	-297	56.9	-944	86.1	-141	82.1	-439	94.7	
		イテ+虫	1,409	845	9,446	8,597	2,694	1,748	17,115	16,712	-584	60.0	-849	91.0	-946	64.9	-403	97.6	
除草剤	除草剤	メカイト	135	65	528	367	115	106	377	424	-70	48.1	-161	69.5	-9	92.2	47	112.5	
		イテモン	677	586	4,496	3,810	1,219	1,120	6,851	7,031	-91	86.6	-686	84.7	-99	91.9	180	102.6	
		その他	17	6	157	244	477	637	14	37	35.3	-11	87	155.4	-23	37.8	160	133.5	
		小計	2,238	1,502	14,627	13,019	4,066	2,989	24,820	24,804	-786	67.1	-1,608	89.0	-1,077	73.5	-16	99.9	
		初期	634	618	4,005	4,124	858	851	5,060	5,649	-16	97.5	119	103.0	-7	99.2	589	111.6	
		中期	583	526	4,523	4,376	4,778	531	3,914	4,432	-57	90.2	-147	96.7	53	111.1	518	113.2	
殺菌剤	殺菌剤	後期	153	139	818	792	242	229	1,309	1,473	-14	90.8	-26	96.8	-13	94.6	164	112.5	
		一帯	2,181	1,954	15,043	14,607	5,183	4,860	35,308	36,611	-227	89.6	-436	97.1	-323	93.8	1,303	103.7	
		その他	572	343	2,554	2,612	1,077	688	4,739	5,867	-229	60.0	-58	102.3	-389	63.9	1,128	123.8	
		小計	4,124	3,580	26,943	26,511	7,837	7,159	50,330	54,032	-544	86.3	-432	98.4	-678	91.3	3,702	105.4	
		カニ	89	42	582	459	579	357	4,907	4,193	47	47.2	-123	75.9	-222	61.7	-714	85.4	
		カニ	364	141	5,815	5,393	1,088	49	1,555	1,845	-223	38.7	-422	92.7	-59	45.4	290	118.6	
果樹	殺菌剤	カニ	328	233	2,396	2,300	1,645	1,265	12,531	12,299	-95	71.0	-96	96.0	-380	76.9	-232	98.1	
		その他	781	415	8,793	8,152	2,331	1,671	18,992	18,337	-366	53.1	-641	92.7	-660	71.7	-655	96.6	
		石炭硫黄合剤	4	4	1,210	1,095	0	0	132	128	0	100.0	0	115	90.5	-	-	-4	97.0
		小計	694	720	4,915	4,882	1,699	1,983	15,179	16,593	26	103.7	-33	99.3	284	116.7	1,414	109.3	
		その他	698	724	6,126	5,977	1,700	1,983	15,311	16,721	26	103.7	-149	97.6	283	116.6	1,410	109.2	
		小計	1	1	36	32	2	2	88	37	0	100.0	0	88.9	0	100.0	0	97.4	
野菜畑	殺菌剤	全殺	600	310	3,192	3,024	1,373	774	7,147	7,875	-290	51.7	-168	94.7	-599	56.4	728	110.2	
		全殺	2,080	1,451	18,147	17,184	5,407	4,430	41,489	42,970	-629	69.8	-963	94.7	-977	81.9	1,481	103.6	
		カニ	87	28	412	325	526	166	2,674	2,196	-59	32.2	-87	78.9	-360	31.6	-478	82.1	
		線虫	767	1,098	11,379	10,663	344	572	5,301	5,396	331	143.2	-716	93.7	228	166.3	95	101.8	
		その他	3,276	2,425	19,071	19,667	3,891	3,086	27,657	29,723	-851	74.0	-596	103.1	-805	79.3	2,066	107.5	
		小計	4,130	3,551	30,862	30,656	4,762	3,824	35,632	37,315	-579	86.0	-206	99.3	-938	80.3	1,683	104.7	
殺菌剤	殺菌剤	カニ	831	732	8,984	8,314	648	591	7,505	7,653	-99	88.1	-670	92.5	-57	91.2	148	102.0	
		その他	1,027	947	8,913	8,100	2,208	2,003	18,988	19,889	-80	92.2	-813	90.9	-205	90.7	901	104.7	
		小計	1,859	1,679	17,897	16,414	2,856	2,594	26,493	27,542	-180	90.3	-1,483	91.7	-262	90.8	1,049	104.0	
		全殺	66	90	734	784	66	77	699	783	24	136.4	50	106.8	11	116.7	84	112.0	
		全殺	1,046	932	7,720	7,770	1,396	1,347	13,782	16,069	-114	89.1	50	100.6	-49	96.5	2,287	116.6	
		小計	7,100	6,253	57,214	55,624	9,080	7,841	76,605	81,710	-847	88.1	-1,590	97.2	-1,239	86.4	5,105	106.7	
その他	殺菌剤	全殺	301	272	1,865	1,964	533	381	2,494	2,359	-40	60.8	-44	91.5	-82	82.7	-135	94.6	
		全殺	102	62	515	471	473	391	2,494	2,359	-40	60.8	-44	91.5	-82	82.7	-135	94.6	
		全殺	212	228	1,002	984	97	103	436	422	16	107.5	-18	98.2	6	106.2	-14	96.8	
		全殺	1,596	1,314	7,343	7,443	2,470	2,110	14,425	15,861	-282	82.3	100	101.4	-360	85.4	1,436	110.0	
		全殺	2,211	1,876	10,725	10,862	3,574	3,137	20,837	22,126	-335	84.8	137	101.3	-437	87.8	1,289	106.2	
		小計	347	274	1,430	1,402	843	1,151	4,712	4,878	-73	79.0	-28	98.0	308	136.5	166	103.5	
分類なし	殺菌剤	全殺	0	0	25	25	0	0	25	24	0	0	0	100.0	0	-	-	-1	96.0
		全殺	549	423	2,832	2,709	370	275	1,987	2,155	-126	77.0	-123	95.7	-95	74.3	168	108.5	
		全殺	28	5	111	111	31	15	10	461	306	-23	17.9	-80	27.9	-5	66.7	-155	66.4
		全殺	925	702	4,398	4,167	1,228	1,436	7,184	7,363	-223	75.9	-281	94.7	208	116.9	179	102.5	
		小計	20,832	17,010	147,900	142,915	33,283	28,734	236,929	249,483	-3,822	81.7	-4,985	96.6	-4,549	86.3	12,554	105.3	
		合計																	

くちなしの花 (学名: *Gardenia jasminoides* Ellis)



本郷二丁目で撮影(09. 6. 17)M

分類
界: <u>植物界</u> <i>Plantae</i>
門: <u>被子植物門</u> <i>Magnoliophyta</i>
綱: <u>双子葉植物綱</u> <i>Magnoliopsida</i>
目: <u>アカネ目</u> <i>Rubiales</i>
科: <u>アカネ科</u> <i>Rubiaceae</i>
属: <u>クちなシ属</u> <i>Gardenia</i>
種: <u>クちなシ</u> <i>G. jasminoides</i>
英名
Common gardenia

樹高 1-3m ほどの低木。葉は対生で、長さ 5-12cm、つやがある。筒状の托葉をもつ。花期は 6-7 月で、6 弁の花を咲かせる。花弁は開花当初は白色だが、徐々に黄色に変わっていく。花には強い芳香があり、学名の種名「jasminoides」は「ジャスミンのような」という意味がある。品種改良によりバラのような八重咲きの品種も作り出されており、10-11 月ごろには赤黄色の果実をつける。果実の先端に萼片のなごりが 6 本、針状についていることが特徴である。この果実は熟しても割れないため、「口無し」という和名の由来となっている説もある。他にはクちなワナシ（クちなワ=ヘビ、ナシ=果実のなる木、つまりヘビくらいしか食べない果実をつける木という意味）からクちなシに変化したという説もある。人家周辺に栽培されることが多い。ただし、クちなシを植えるとアリが来るという敬遠する例もある。果実にはカロチノイドの一種・クロシン (Crocin) が含まれ、乾燥させた果実は古くから黄色の着色料として用いられた。また、発酵させることによって青色の着色料にもなる。これは繊維を染める他、食品にも用いられ、サツマイモや栗で造る「きんとん」の着色用いられたり、大分県の郷土料理・黄飯の色づけにも用いられるという。クロシンはパエージャーに用いるサフランの色素の成分でもある。また、果実は山梔子（さんしし）と呼ばれ、日本薬局方にも収録された生薬の一つである。また、黄連解毒湯、温清飲、五淋散などの漢方薬に用いられる。

花言葉:「清楚」、全農薬の女性職員のような花である。(渡 有城:ヨイシヨ M)